

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：鯖江・丹生消防組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	82.0	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—	%
全職員	76.0	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	—	%
本庁課長補佐相当職	91.9	%
本庁係長相当職	—	%

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	—	%
26～30年	97.9	%
21～25年	—	%
16～20年	—	%
11～15年	—	%
6～10年	96.7	%
1～5年	90.2	%

【説明欄】

○表中の割合は消防職員、再任用職員及び常勤の会計年度任用職員を対象に算定している。
 ○女性職員がいない、または女性職員が1名のため、特定の職員の給与が推測し得る項目については「—」と記載している。
 ○扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は100%、住居手当の受給者に占める男性の割合は88.2%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。